議案第２０９号

日本スキー発祥記念館条例の一部改正について

日本スキー発祥記念館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

日本スキー発祥記念館条例の一部を改正する条例

日本スキー発祥記念館条例（平成４年上越市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

別表一般の項中「４５０円」を「４６０円」に、「３００円」を「３１０円」に改め、同
高校生
表中学生の項中「１５０円」を１６０円」に、「９０円」を「１００円」に改める。
小学生

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。